

## じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課・労働衛生課

### 1. 改正の趣旨

- じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働安全衛生法令では、労働者の被災状況や健康状態、事業者が講ずべき措置の実施状況等を適切に把握し、労働行政の改善や、労働安全衛生法令で定める義務等の履行の確保等につなげるため、事業者に各種報告の義務を課しており、当該報告には指定の様式を使用することとしている。
- 当該報告は、e-Gov を用いた電子申請によることが可能となっているが、現在そのほとんどは紙媒体で提出され、提出された様式を労働基準監督署において労働基準行政システムに取り込むことでデータ化している。
- また、発生した労働災害について、発生状況やその原因を正確に把握し、集計・分析することは、労働災害防止対策を検討する上で非常に重要であるが、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 97 条に基づく労働者死傷病報告（以下単に「労働者死傷病報告」という。）に用いる安衛則様式第 23 号において「災害発生状況及び原因」を記載する欄は、データ取込み時にテキストデータとしては処理されず、画像として処理される形式となっていることから、テキスト検索等を行うことができず、労働災害発生状況の詳細な分析に十分に役立てることが難しいものとなっている。
- 今般、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、年間 10 万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる取組を行うこととされ、これを受けて厚生労働省では、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日策定）において、労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告のうち、年間手続件数が 10 万件以上のものについて、令和 8 年度末までにオンライン利用率を 20% まで引き上げることとした。
- このような状況を踏まえ、じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）等の一部の改正を行い、（1）労働者死傷病報告における報告事項を整理するとともに当該報告を原則電子申請によることとし、（2）その他の労働安全衛生法令に基づく各種報告等の一部についても同様に原則電子申請によることとする改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### （1）労働者死傷病報告における報告事項の整理及び原則電子申請化

労働災害発生状況及び原因等をテキストデータとして処理及び保存できるようにし、より詳細な集計・分析を可能とするため、安衛則において、労働者死傷病報告における報告事項を整理するとともに、様式第 23 号及び第 24 号を廃止し、当該報告を原則電子申請によることとする。

(2) その他の労働安全衛生法令に基づく各種報告の原則電子申請化

労働者死傷病報告と同様に、以下の報告に用いる様式を廃止し、これらの報告を原則電子申請によることとする。

- ・じん肺健康管理実施状況報告（じん肺法施行規則第 37 条・様式第 8 号）
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（安衛則第 2 条、第 4 条、第 7 条及び第 13 条・様式第 3 号）
- ・定期健康診断結果報告書（安衛則第 52 条・様式第 6 号）
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（安衛則第 52 条・様式第 6 号の 2）
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則第 52 条の 21・様式第 6 号の 3）
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 30 条の 3・様式第 3 号の 2）

(3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- じん肺法第 44 条及び第 44 条の 2、労働安全衛生法第 100 条及び第 113 条等

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 6 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 1 月 1 日